

# 定 款

一般社団法人ジャパン・リサイクル・アソシエーション

法人成立 平成18年8月11日  
最終改正 平成22年5月27日

## 第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人ジャパン・リサイクル・アソシエーション  
(英文名 JAPAN RECYCLER ASSOCIATION 略  
称J R C A) と称する。

(主たる事務所の所在地)

第2条 当法人は、主たる事務所を神奈川県高座郡寒川町一之宮四丁目8番  
72号に置く。

(目 的)

第3条 当法人は、リサイクル製品及びリユース製品(以下、「リサイクル  
品」という。)の仕入、修繕・加工、販売等に係わる事業者(以下、「業  
者」という。)の連絡・情報共有その他各業者の協力の基盤を確立する  
ことにより、各業者の健全な成長・発展を図り、もって各事業者を含  
む関連業界(以下、「業界」という。)の発展及び社会的貢献に資する  
ことを目的とし、この目的を達成するため、以下の各号の事業を行う  
ものとする。

- (1) 各業者間の連絡、情報共有等の協力体制を確保するためのシステムの確立
- (2) 前号のシステムを利用した、各業者間の連絡・情報共有及び各業者への情報提供等のサービスの提供
- (3) 各業者の抱えるトラブル解決のための助言、指導、仲介、仲裁その他のサービスの提供
- (4) 各業者のトラブルの発生を未然に防止し、又はトラブル解決を容易にする方策の開発及び実行その他の関連諸機関との交渉、折衝その他の諸活動
- (5) 業界全体の利益を勘案した行政当局その他の関連諸機関との交渉、折衝その他の諸活動
- (6) 業界全体を取り巻く諸環境に対応した立法当局その他の関連諸機関への陳情、請願その他の諸活動
- (7) 業界全体の共通の利便となる規格統一等のための新商品の開発、販売その他の諸活動
- (8) 業界全体としての社会貢献事業
- (9) 著作物の出版、頒布及び販売
- (10) 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業
- (11) リサイクル品の買取、販売及び輸出入

(公告の方法)

第4条 当法人の公告は、官報に掲載して行う。

## 第2章 基金

(基金の総額)

第5条 当法人の基金の総額は335万円とする。

(基金の拠出者の権利に関する規定)

第6条 拠出された基金は、定時社員総会で別途決議した場合を除き、解散まで返還しない。

(基金の返還の手続き)

第7条 当法人の基金の返還は、定時社員総会において返還すべき基金の総額を決議し、具体的な基金の返還に関する事項については理事会が決定する。

## 第3章 社員

(入社)

第8条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

2. 当法人の社員の種類は、一般社員及び団体社員とする。
3. 社員となるには当法人所定の様式による申込をし、代表理事の推薦、及び理事会の承認を得るものとする。

(経費の負担)

第9条 社員は、当法人の目的を達成するため、一般社員及び団体社員が支払うべき額は運営規約でこれを定める。

2. 既納付の経費については、その理由の如何を問わず、これを返還しないものとする。

(退社)

第10条 社員はいつでも退社することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して、退社の予告をするものとする。

2. 前項の場合のほか、社員は次に掲げる事由により退社する。
  - (1) 総社員の同意
  - (2) 死亡又は解散
  - (3) 除名

(除名)

第11条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反するような行為をしたとき、又は社員としての義務に違反したときは、社員総会の決議によりその社員を除名することができる。

(社員名簿)

第12条 当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した名簿を作成する。

(設立時の社員の氏名又は名称及び住所)

第13条 社員の氏名又は名称及び住所は次のとおりとする。

※省略

## 第4章 社員総会

(社員総会)

第14条 当法人の社員総会は、定時総会及び臨時総会とし、定時総会は、毎年5月にこれを開催し、臨時総会は、必要に応じて開催するものとする。

(社員総会の開催)

第15条 社員総会は、法令に別段の定めがあるほか、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

- 2 理事会は、社員総会の日時、場所を決定するほか、社員総会の目的である事項があるときは当該事項、社員総会に出席しない社員が書面によって議決権を行使することができるとする場合はその旨、社員総会に出席しない社員が電磁的方法によって議決権を行使することができるとする場合はその旨、その他法令で定めることとされた事項がある場合は当該事項について決議する。

(招集)

第16条 社員総会を招集するには、代表理事は、会日より1週間前(社員総会に出席しない社員が書面又は電磁的方法によって議決権を行使することができることとするときは2週間前)までに、各社員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面で、その通知を発するものとする。

(決議の方法)

第17条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の過半数をもって行う。

(議決権)

第18条 社員は、各1個の議決権を有する。

(議長)

第19条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。ただし、代表理事に差し支えがある場合には、出席理事の過半数の賛同により議長を選任できる。

(議事録)

第20条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作り、議長及び出席した理事がこれに記名押印するものとする。

## 第5章 役員等

(員数)

第21条 当法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上20名以内
- (2) 監事 3名以内

(資格)

第22条 当法人の理事及び監事は、当法人の一般社員又は団体社員の代表者の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

(理事会)

第23条 当法人はすべての理事をもって構成する理事会を置き、理事会は当法人の業務執行の決定、理事の職務の執行の監督、代表理事の選定及び解職を行う。

2. 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。ただし、代表理事に差し支えがある場合には、出席理事の過半数の賛同を得て他の理事がこれに当たる。

(理事会の権限等)

第24条 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することはできない。

- 一. 重要な財産の処分及び譲受け
- 二. 多額の借財
- 三. 重要な使用人の選任及び解任
- 四. 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
- 五. その他法令で定める事項

(理事会の招集)

第25条 理事会は、代表理事がこれを招集する。ただし、代表理事に差し支えがある場合には、理事の中から、過半数の賛同を得た他の理事がこれを招集する。

2. 理事会を招集するには、会日より1週間前までに、各理事及び各監事に対して、その通知を発するものとする。ただし、緊急を要するときは、この期間を短縮することができる。
3. 理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開催することができる。

(理事会の決議方法)

第26条 理事は、理事会において各一個の議決権を有する。

2. 理事会決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
3. 理事会の決議事項について特別の利害関係を有する理事は、その事項について議決権を行使することができない。
4. 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(理事会議事録)

第27条 理事会の議事については、法務省令で定めるところにより議事録を作成し、議事録が書面をもって作成したときは出席理事及び出席監事がこれに署名又は記名押印し、議事録が電磁的記録をもって作成された場合は、電磁的記録に記録された事項に、法務省令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならない。

(任期)

第28条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2. 任期満了前に退任した理事の補欠として、又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

3. 任期満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期は、前任者任期の残存期間と同一とする。

(代表理事等)

第29条 理事会は、理事の中から代表理事を1名選定する。

2. 代表理事は、当法人を代表し、法人の業務を執行する。

3. 理事会は、代表理事以外の理事の中から当法人の業務を執行する理事を選定することができる。

4. 理事会は、前項において選定された業務執行理事に対し、副代表理事その他の役職名を付することができる。

(委員会等)

第30条 当法人は、理事会の決議により、委員会、その他の部署を設置することができる。

2. 理事会は、委員会、その他の部署を設置するときは、その任務、構成員（選任・解任に関する事項を含む）及び運営に関する規則を定めなければならない。

(監事の職務及び権限)

第31条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の報酬)

第32条 役員の報酬は、それぞれ社員総会の決議をもって定める。

(事業年度)

第33条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事業報告及び決算)

第34条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第2号及び第3号の書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 貸借対照表

(3) 損益計算書（正味財産増減計算書）

2 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所及び従たる事務所に備え置くものとする。